

幕末修陵事業と川路聖謨

川田貞夫

はじめに

周知のごとく、山陵に関する諸制度は、律令制の衰頽に従つて次第に弛廢し、山陵そのものも荒廃に赴き、その所在を失うものも少なくなかつた。それが近世に入ると、政権の長期安定による平和の訪れと、文運の興隆、尊王思想の発達等に刺戟されて、山陵の所在を探索したり、幕府に対し山陵修補の必要を建議する等の有志者が出現するにいたり、幕府も、元禄年間を手始めに、享保・文化年間と、山陵対策に着手している。⁽¹⁾しかし、それもいまだ十分な処置を施すにいたらず、例えば山陵の考定にしても未考定のもの二十二陵を残す状況であった。この山陵対策が朝廷と幕府の問題として本格的に取上げられ、根本的な解決がはかられたのは、宇都宮藩の発意により、同藩重臣戸田忠至によつて主導された、いわゆる文久の修陵事業である。しかし、その文久の修陵の直前、嘉永・安政期にも幕府によつて、かなりの規模で山陵問題に取り組もう

一、聖謨における山陵への関心の素地

とする動きが見られるのであるが、この点は案外に知られていない。しかも、この嘉永・安政期の山陵をめぐる諸問題を考える上で、幕臣川路聖謨の動向には無視できないものがある。しかるに従来、この点について言及した論著は、管見では一、三あるが、日本歴史地理学会編『皇陵』所収「山陵の探索及修理」(大正二年刊)の記述が最も詳しいようである。⁽²⁾しかし、それとも聖謨の奈良奉行時代の日記『寧府紀事』より山陵関係の記述を抄出し、「山陵熱心家」の一人として触れていいだけにすぎない。そこで、小稿では、主として嘉永・安政期に視点を置いて、同時期に起つた山陵問題の諸様相を紹介しつつ、そこに窺知できる山陵と聖謨との係り合いや、そこに果した聖謨の役割等について若干の検討を加え、大方の御叱正を仰ぎたいと思う。

(現、大分県日田市)である。生父内藤吉兵衛歳由は同地の幕府代官所の下級属吏であった。四歳の時に、幕府出仕の希望止みがたく出府した父歳由のあとを追つて江戸に出たが、歳由がやっと摑んだ西丸徒士の職では生活も苦しく、十二歳の時に、乞われて幕臣川路三左衛門光房の養子となつた。川路家は九十俵三人扶持・小普請組の下級御家人であるが、聖謨のたゆまぬ研鑽と猛烈な就職運動の結果、十八歳にして支配勘定出役という幕府勘定所の下級役人に採用された。以来これを足掛りにして、大久保忠真・脇坂安董・水野忠邦・阿部正弘といった歴代老中の信任を得て累進し、佐渡・奈良・大坂の各町奉行を歴任したのち、勘定奉行に昇進するにいたつては、

以上のような経験を有する、いわば成上り者の幕吏川路聖謨が、一體なにゆえに山陵問題に关心を持つにいたつたか、また持つ素地があつたか、先ずその辺の事情から述べてみたい。

山陵への関心ということで最初に触れなければならないのは、学問及び読書に伴う知識の吸収ということである。そのうち、先ず、儒学、殊に朱子学は、当時においては武士の学問の根底であつた。特に聖謨の場合は、学問好きの生父歳由の影響があり、というよりは、歳由に聖謨を学問の道で立身させたいとの希望が強かつたため、幼少の時より厳しく仕込まれたらしい。大体、四、五歳より歳由から四書五經の手解きを受けていたが、十三歳の頃、幕府聖堂の儒官友野霞舟の門に入り、本格的に經典を学び始めたようである。幕吏に採用されてからは、更に佐藤一斎・

林述齋等と交わり、就中佐藤一斎よりは学問上の有益な指針を得てゐる。一斎は、昌平校の塾長、のち教授を勤め、門人三千人を有したと伝えられる当代の碩学であるが、若年の頃中井竹山に師事して大坂にいたことがあり、また京畿各地を遊歴した経験を持っていたから、その見聞のうちから、談たまま山陵に及んだことがあつたかも知れない。その辺は憶測にすぎないが、儒教の根本思想である忠孝の道は、山陵を宗廟とし、これを崇拜する道と相通じるものであり⁽⁴⁾、聖謨の場合も学問の進捗について、そこには自ずから山陵に対する崇敬の念が興起したことは考えられよう。そのうえ、聖謨は儒学のみならず、国学・歴史にも少なからぬ興味を抱いていた。遺言書の中で「日本の古書類、必読候て尊捧すへし⁽⁶⁾」と記して、古典・古書の講読の必要性と、その精神の遵奉を説いていることである。そして聖謨自身、早くから国学者前田夏蔭と師弟の関係を持ち、和歌の添削を乞い、古典について親しく教えを受けている。聖謨の遺著のうちに『こそしをり』『詠古事記伝』『源氏聞書』『語言概略便覽』等が見えるが、これらは聖謨が古典を学んだ副産物で、いわば聖謨の研究ノートというべきものである。そのうち、例えば『こそしおり』をひもとくと、「御陵」の項目が見え、「ミはかとよむへし⁽⁷⁾」中又ミサ、キといふもふるきなり、和名抄に山陵、ミサ、キ、また諸陵寮はミサ、キノツカサとあり「云々との所見が付されており、学問を通じて得た山陵に対する関心の一端が窺えるのである。なお、聖謨が前田夏蔭を師としていることは、後節に関連して重要である。

次に聖謨の交友関係について眺めてみよう。人はその交わる人間によつて感化・影響されることは改めて説くまでもなかろう。ましてや聖謨の場合、その出自からいって、世襲性と身分制の厳しい幕藩体制のなかで榮進するには、孤独でいられる筈はなく、そこには繁雑な人間関係が予想できる。事実、聖謨の身辺を見回すと、その交際範囲の広さには驚くものがある。しかも一流といわれる人物との付合いが多いのには感心させられるが、そのうち、いま、小稿の論旨に因んで筆頭に名を挙げるすれば、水戸藩との関係、とりわけ藤田東湖、及び徳川斉昭との関係であろう。

周知のごとく、水戸藩は義公徳川光圀以来二百年余にわたり『大日本史』を編纂し、この修史事業を通して培われた水戸学という獨得の学風を背景に、勤王雄藩をもつて自負して來た藩である。光圀も山陵に関心を示しているが、烈公徳川斉昭は光圀の遺志を継承して勤王の志厚く、天保五年九月、神武天皇陵の修補の必要について、老中大久保忠真に建議し、その後も再三にわたり山陵対策の問題で幕府に働きかけを行なっている。⁽⁹⁾ この斉昭の背後には懷刀といわれた藤田東湖の策動があるわけだが、聖謨はこの藤田東湖と親しく交わり、また東湖を介して斉昭からも絶大なる眷顧を蒙つていたことは注目されてよい。

東湖との関係は、天保四年、聖謨が勘定組頭格時代に初めて面談して意氣投合し、以後東湖が安政二年十月、いわゆる安政の大地震に際し、江戸藩邸で圧死するまで続いた。

ふしの間といひしは夢か難波津に
なかきわかれの便かなしも⁽¹⁰⁾

右の歌は、聖謨が大坂に公務滞在中に、東湖の死を聞いて詠じたものであるが、二人の交誼の浅からざりしを彷彿とさせる佳作であろう。

さて、藤田東湖は聖謨の「人物凡ならざるを知」⁽¹¹⁾ると、その為人を中心齊昭に吹聴したのである。その結果、斉昭が聖謨に寄せる期待は次第に高まり、「川路の為人、毎度聞及たる事故、折を以招き、種々話承候ハ、益有るへくとハ兼々存候へ共、世上人物私底の折柄、川路ハ指折の人物と聞及候へハ、至而大切の御人に候」⁽¹²⁾と述べる程になつてゐる。この斉昭が嘉永六年七月、幕政参与となり、幕府に出仕を始めるや、聖謨を重用したことは改めて説明するまでもあるまい。

しかも、斉昭が山陵問題の建議をしたのは、聖謨が勘定組頭格、ならびに勘定吟味役に在職していた時である。勘定吟味役は幕府の財政に深くかかわる極要な役柄で、老中に直属し、老中との繋がりの深い職掌である。当時の老中首座は大久保忠真で、聖謨はこの忠真の信任すこぶる厚い部下であった。聖謨を勘定組頭格より勘定吟味役に抜擢したのも、外ならぬ忠真であり、忠真の信頼の度合は、「日々に尋問ひ給ふことも不少、同僚のものもこゝろよからぬ様」⁽¹³⁾な有様であったという。このような忠真と聖謨との関係を考慮する時、前述の水戸藩の建議について識したであろうことは想像するに難くない。

以上の外にも、聖謨の交友関係については述べなければならないことは多々あるが、後節でも触れるので、ここでは水戸藩との関連性を指摘するに止めておきたい。

次は聖謨の尊王的な資質についてである。成上りの幕臣であるが故に、東照大権現を唯一の神として崇敬してやまない聖謨に、尊王という言葉を使うのは奇異な感もある。しかし、聖謨の精神の中には、幕府のためには身命を賭するも辞さないという思想と共に、天皇をもつて日本唯一の国王とする思想が共存していた。この点は「日本は天つかミの仰のことく、日繼の御子万世しろしめす御国故に、堯舜生れ給ふとも、他人江天下を譲ることならず」⁽¹⁴⁾と述べていることからも十分に窺えよう。これ以外にも聖謨の尊王的な思想や皇室感について書くべきこともあるが、紙面の余裕がないので、聖謨のそうした資質が如実に知れる具体例として、次の話を紹介しておく。

安政二年のことである。前年の四月に炎上した内裏の再建が開始され間もなくの八月、聖謨は禁裏造営掛に任せられた。その時、聖謨は名譽と感じて子供のように喜んだ。その様子を見て、知友の佐久間象山が、「有頂天のあまり粗相をしなければよいが、と心配した」ということで、⁽¹⁵⁾ある。そして、いよいよ禁裏の造営が竣工し、十一月五日、孝明天皇より恩賞として「十駄和歌の御卷物并御召料之由御絹」⁽¹⁶⁾を拝領した。すると早速、その絹を用いて鎧直垂を作成し、しかもその紋様には菊水を染め抜いて、もって楠公を慕う意を表したことである。⁽¹⁷⁾

1 「神武御陵考」の執筆

前節において、聖謨が山陵問題に关心を示す要素のあつたことを、三つの角度から述べてみたが、やがて聖謨の身の上に、山陵に対する関心を深めさせずにはおかないと決定的な事態が到来したのである。管轄内に山陵を含む地域の遠国奉行として、はるばる赴任したことである。

そこで次に、山陵所在地に足を踏み込んだ聖謨が、山陵の実見を通して、山陵の現状をいかに観察し、そして考えたか、といった点について警見してみたい。

聖謨が最初に経験した遠国奉行は、佐渡奉行である。天保十一年のこととで、同九年に惹起した佐渡国天保一揆の後始末のために、老中水野忠邦の特命を帯びて赴任した。佐渡国には、周知のように順徳天皇火葬塚がある。聖謨がこの火葬塚に初めて参拝したのは、翌年三月、奉行恒例の島内巡見の途次のこととで、その時の日記『島根のすさみ』によると、松林の中の火葬塚と覺しき所に「下馬と記しある」古杭が一本立つているだけの状態を目にし、「奉拝もの、誰かハ落涙におよはさらむ、かしこさ、いふへくもあらす候」⁽¹⁸⁾と記している。記事は簡略ながら、聖謨が

山陵関係の荒廃を実見した嘆矢として注目すべき文言である。

佐渡奉行に一年在勤すると、聖謨は江戸に戻り、小普請奉行・普請奉

行を勤めたのち、弘化三年正月、奈良奉行に任命された。

奈良方面は周知のごとく、山陵群集地帯である。聖謨はこの奈良に足かけ六年の長きにわたり在勤した。滞在期間の長かったこともあり、施政の面にしろ、学問・趣味の面にしろ、かなり余裕のある生活を送つていることは、奈良奉行時代の日記『寧府紀事』から十分に看取することができる。従つて、山陵群集地帯のなかで暮らして、山陵への関心が高揚していったのも至極当然であった。そこで以下、奈良における山陵実見の様子を『寧府紀事』によつて眺めてみたい。

聖謨は弘化三年三月十九日奈良に着任したが、赴任後初めて山陵を目撃したのは、その年の五月十九日のことである。奉行による管内巡見の道すがらのこととて、この日は主に奈良の西北部を視察し、元明・元正・平城・成務・称徳・安康・垂仁の各天皇陵と、神功皇后陵を望見している。この時の印象記は、「以上の御陵、ミな松林と成居」り、「勅使等あるとも聞えず、只夏くさのうちにある也」、「御陵も御池の脇を通りながら、船もあらねハ、肩輿の内も畏くもミ奉る計也」とあり、早くも山陵の荒涼たる有様を印象付けられている。

ついで嘉永元年三月、聖謨は二度目の巡見に出発し、十四日に後醍醐天皇陵に初めて参拝した。日記には、

後醍醐帝の御陵○中三十間四方ばかりに而、御しるしの杉もはつかに枯のこり、其外雜木立にて、前に石の瑞籬^{タカナギ}あり、いかにも物さしき御さま也、落涙に及び、地に伏して拝し奉りたり、

とある。続いて翌々十六日には、神武天皇陵及び懿徳天皇陵を訪れて、同じく、

神武の御陵ハ木の玉垣あるのみ、懿徳帝の御陵のこときにいたりてハ、四方にこミニもありて、牛馬牽通るへからす、といふ高札あるのみなり、恐入たること也、

と記している。右の記事によると、聖謨はわずかに木製の玉垣が施されているにすぎない後醍醐・神武両天皇陵、及び人馬立入禁止の高札が無視されて人道が四方に通う懿徳天皇陵の現状に注視し、いたく恐懼している。ここでは明らかに、従来の山陵対策に対しても聖謨が不満を感じてゐる心情が窺知できよう。

また、十六日の日記によると、「今井町近辺、うねひ山近辺ハ、ミな古墳のミにて、いにしへの御陵とおもふも多けれども、しる人なし」と述べ、未確定陵の存在する可能性にも触れている。これはのちに、聖謨が未確定山陵等の探索に関心を示し、その解決のために奔走することを考えると、興味深いものがある。

なお、神武天皇陵の玉垣には殊更興味を覚えたらしく、同じく十六日の日記の中で次のとく記している。

神武の御陵に玉垣ありしを土地の領主よりすることかとおもひしに、大坂の町人の奉納せし也といふ也、その町人の名ハしらねと、こゝろあること也、町人にさへかくもこゝろあるものゝある也、この御神ハ千万世の御祖にましませハ、伊勢・春日と同しかるべき御事な

るに、町人等の奉納せし玉垣にて済といふこといかなることにや、
ここでは神武天皇陵の玉垣が大坂の町人の寄進したものであることを
知つて、その町人の行為を称讃すると共に、「町人等の奉納せし玉垣に
て済」まされてゐる現情に対して、強く疑問を示してゐる。疑問という
より、むしろ幕府の奉行職の一人として恥辱を覚え、深く自省してゐる
氣持が汲み取れよう。この自覚が、山陵の実見共々、聖謨をして山陵問
題を現下の急務と覺醒させ、その解決のために自らを乗り出させる直接
の動機となつたのではなかろうか。

さて、上述のごとく、山陵荒廃の現実に覺醒した聖謨が、山陵のため
に最初に行なつた具体策は、神武天皇陵の所在の考定である。すなわち
『神武御陵考』の執筆がそれである。

『神武御陵考』執筆の直接の動機は、本居宣長の『古事記伝』を読み、
神武天皇陵の所在に関する記述に不審を抱いたことに基因する。すなわ
ち、奈良奉行所において元禄以来神武天皇陵と公認されている大和国高
市郡四条村字塚山の陵所について、宣長が異説を掲げ、同じく公認の同
郡慈明寺村の綏靖天皇陵をもつて神武陵に比定しているのに対し、これ
に反論するために書かれたものである。調査は奉行所配下の与力等の協
力を得て、村人の伝承なども含め、かなり広範囲に資料の蒐集を行なつて
いる。その結果、宣長が神武天皇陵の踏査に現地を訪れた時は、あいに
く大雨に祟られて、調査不十分のまま引上げたことなどで聞込み、約
二カ月程を費やしたうえ、嘉永二年四月頃に脱稿した模様である。⁽¹⁹⁾

この『神武御陵考』に関しては別稿を予定しているため、詳細はそれ
に譲るとして、ここでは同書が執筆された意義について、次の三点を指
摘して置きたい。

①『神武御陵考』が外ならぬ聖謨の執筆であること。つまり聖謨とい
う幕臣が記述した山陵に関する著述であることである。嘉永二年といえ
ば、江戸に幕府が開設されてより二百四十余年経過しているが、この
間、幕臣の身分にして山陵に関して一書を纏めた例を聞かない。まして
や、奉行クラスの著述となれば、管見では皆無である。この奉行の執筆
であるということは、それだけ周囲に及ぼす影響が大きく、従つて政治
的効果も期待できたという点に意義がある。

②『神武御陵考』が筆写のうえ、頒布された形跡が窺えること。頒布
先については検討中であるが、そのうちの一本が水戸藩に送致されてい
ることは間違いない。⁽²⁰⁾ この事実は、山陵をめぐる聖謨と水戸藩との関連
を証明すると共に、本書が他の有力者（例えば老中など）の許へも送ら
れている可能性を示唆しよう。こうした聖謨の意図は分明でないが、恐
らく①と相俟つて、目下の山陵が抱えている問題点を指摘することによ
つて、有志の関心を山陵問題に向けさせようとする狙いがあつたのだと
う。その点、神武天皇陵を取り上げたのは、この御陵に対する世上の関
心の深さからいって賢明であったというべきである。

③内容の面から見て、神武天皇陵の所在地として、「字ミサンザイ」
に注目していること。「字ミサンザイ」については、夙に松下見林が『前

『王廟陵記』の中で着目し、陵所に想定しているが、聖謨は改めて同所について考定を試み、神武天皇陵の兆域内に比定できるとの結論を引出している。この見解は、幕府公認の塚山をも含めて神武陵の兆域としているが、右の①に関連して、奉行の調査の結果という影響力を考慮すると意義があると思う。⁽²¹⁾

2 山陵侵犯事件と山陵対策建言

聖謨が『神武御陵考』を執筆して二年、嘉永四年の春を迎えて間もなく、聖謨の周辺で山陵に関する一大事件が持ち上った。成務天皇陵等の三陵に対する山陵侵犯事件である。

事件そのものは、嘉永四年正月に、聖謨配下の与力が、大和国添上郡横領村の百姓嘉兵衛、及び同三条村の百姓佐蔵等五人を逮捕したのに端を発する。容疑は成務天皇陵・称徳天皇陵及び垂仁天皇陵の三陵を盗掘し、埋葬品を隠窃したものである。嘉兵衛の自白によれば、成務天皇陵を盗掘したのが弘化元年九月のことと、それ以後嘉永元年にかけて、他の二陵と共に犯行を繰返したものらしい。⁽²²⁾

一体、山陵の侵犯そのものは、文献を徵すると珍しいことではないが、犯人が逮捕された事例はあまり聞かないようである。少なくとも江戸時代に入ってからの例は、管見の限り皆無である。その点、犯人が逮捕された今回の事件は、山陵侵犯の犯罪史上、画期的な出来事であったということができるよう。しかも、聖謨が在勤中に起こっている点に意味

があろう。すなわち、事件が発覚し、犯人が捕縛されているのは、單に偶然性という言葉で片付けるべでなく、聖謨が山陵に关心を持つていたこと、平たくいえば、『神武御陵考』をものとするほど山陵に熱心な奉行という印象を部下に与え、また、その意識が部下の隅々にまで徹底していたということもあつたのではないかと思うのである。

かくして、聖謨の取調べは厳格を極めたらしい。当時の史料を眺めると、聖謨が犯人に對し、「不容易御場所掘穿盜いたし候もの」といった表現を繁用しており、事件に対処する聖謨の基本的な姿勢が判断できる。

また、こんな話もある。明治十七年のことであるが、宮内大書記官山口正定（旧水戸藩士）が公務で奈良方面に出張し、山陵に参拝した。その折、かつて山陵を盗掘した犯人が、奈良奉行川路聖謨によって捕えられ、磔刑に處せられた由の話を伝聞している。事件発生後三十数年たつてさえ、かかる伝承の残存しているのも、犯人逮捕が未曾有のことであり、また聖謨の尋問が厳しかったことの語り草であると思う。

さて、聖謨は犯人の審理を開始すると、この事件を単なる山陵侵犯事件だけに終らせたくない、という気持が起こつたらしい。聖謨は事件の概要を京都所司代に報告する一方、また同じく管下に山陵を抱える京都町奉行、及び堺奉行と緊密な連絡をとっている。連絡の内容は、堺奉行に対しても、

①過去における高札設置等の山陵対策の実体。

②山陵取締りにつき京都町奉行所に掛合いの有無。

(3) 過去における山陵侵犯の有無。

また、京都町奉行に対しては、

①過去における制札設置等の山陵対策の実体。

②山陵取締りにつき京都所司代に掛合の有無。

③今後山陵に関し京都所司代に掛合すべき事柄。

などである。⁽²⁴⁾ 右のうち堺奉行との間の(3)は、目下取調べ中の侵犯事件の参考に供するための意があつたと思われるが、その他は事件そのものよりも、むしろ山陵取締りに密接に係わる要件というべき内容であり、聖謨には、山陵対策を考えるための基礎資料を蒐集したいとの意図があつたのではないかと思う。更に述べれば、あるいは聖謨は江戸からの召命も間近しと予知し、帰府後における山陵問題の建議を目論み、その準備作業の一つでもあつたといつたことも、あながち否定できないと思う。

なお、聖謨が山陵侵犯の犯人を捕縛したニュースは、江戸にも伝播し、識者の注目を集めたらしい。その一人、聖謨の朋友羽倉簡堂（用九）は事件を知るや、「與川路聖謨書」⁽²⁵⁾を草し、聖謨の膝下に送り届けている。

簡堂の文章は「仄聞、兄在南都捕鞠發聖武帝陵者、如是兇暴、即時發覺就擒、皆因兄忠亮莫二矣」との書出して聖謨の所為を称讃したのち、自分が大坂に在勤していた当時に見聞した仁徳天皇陵の荒廃の情況を記し、現状の黙止しがたい所以を説き、侵犯事件が起ころも畢竟「守土官亦有罪矣、不唯守土之官有罪、江都嚴廊亦不追其罪矣」と、厳しく責任の所在を追求する。そして山陵問題に関心を示そうとしない幕吏の無

能さを忌憚なく批難し、聖謨の反省を促したのち、「兄捕誅發陵者有始矣、誠能奮身尽建言、興千古墮典於今日、則有終矣、終始完全、而為不世偉績矣、勉之々々」と結んで、聖謨の終始一貫した尽力に期待を寄せている。この簡堂の一文は、当時の識者が山陵侵犯事件はもとより、山陵問題をどう捉えていたかを知る格好の資料であると思うが、こうした支援が、今後、聖謨が山陵対策に乗り出すうえでの心強い励みとなつたであろうことは十分想像できよう。

前述のように、山陵侵犯事件の審理も緒に付いたばかりの嘉永四年五月、聖謨は江戸帰還の召命に接した。この召還は幕府の通例として、暗に役替を意味したが、はたして六月二十三日江戸に到着すると、その翌二十四日、大坂町奉行に転任を命ずる旨の辞令を受取つた。大坂町奉行は幕府の職制からいふと、奈良奉行より上席である。その意味では栄転であつたが、奈良には一抹の心残りもあつたようである。それは次代の奈良奉行の人事にも窺える。

聖謨の後任は七月二十八日に発令があり、佐々木顕発が任命された。

顕発の前職は勘定吟味役である。幕初から幕末まで奈良奉行は都合四十四人を数えるが、勘定吟味役からの転出は顕発ただ一人である。この人事の特殊性を臭わせるが、実は顕発が抜擢された背後には聖謨の推輓があつたのである。この点は顕発の異動が発令された日の聖謨の日記に、「同人は、わか目出したる人」と述べ、かつ「此人ならハ、ならよく治へし」と記して期待を寄せてるので確実である。聖謨が自ら目を付け

た人物を後任に据えたのは、やはり奈良における川路路線の繼承を考慮しての結果でもあつたろうと思うのである。それにもとて、聖謨が後任の人事に介入し得た事実は、この際、注目に値する。

さて、右の後任人事は、山陵問題にとつては二次的な事柄であるが、聖謨が大坂町奉行として赴任する十月二日までの間に、幕府は山陵問題に關し、重大な訓令を発している。その訓令は京都所司代宛と奈良奉行宛の二つあり、爾後の山陵対策に与えた影響が大きいので、次に全文を掲げる。⁽²⁷⁾

先づ、所司代宛のものは、

陵之儀、元禄之度取調有之、相知候分垣申付、其後享保之度、松平伊賀守(忠固)所司代勤役中申越候趣有之、陵有之所々吟味候而帳面差越、同九辰年陵有之所々江札建させ候様相達候趣書留有之候、其節札建候所々其外共、當時如何様相成居候哉、并只今迄之取計振等を茂被相糺、委細御申越候様ニ存候、且又享保之度差越候陵之所々相糺候帳面書留有之候ハ、写被差越候様致度候、陵之儀後々迄も籠末不相成様、御所置有之度事ニ候間、若當時之取計振如何与被存候ハハ、元禄享保度之御趣意遺失無之様、取計方も可有之哉、併年来相濟候義、以後御手重ニ相成候而者、彼是御差支之程も難計候間、其段も御心得取計方被致勘弁、御申越候様ニ存候、以上、

(嘉永四年)
九月廿三日

松平伊賀守(忠固)

松平和泉守(兼全)

内藤紀伊守様(信親)

牧野備前守(忠雅)
阿部伊勢守(正弘)

猶以、享保以降ニモ陵之義取調候義有之候ハ、其趣御申越候様ニ存候、是又当正月奈良奉行所ニ而召捕候もの、陵を掘穿、朱等盜取候由、右陵之儀、向後籠末不相成様取計方等之儀、佐々木脩輔(頼充)此節在府之事ニ付、別紙之趣、同人江も相達候間、為御心得別紙書付一通進シ候、以上、

また、奈良奉行宛のものは、右にいう「別紙」がこれに當たるわけ

で、次の通り。

当正月奈良奉行所ニ而召捕候和州横領村嘉兵衛其外之もの共、成務帝陵・称徳帝陵・垂仁帝陵、右三ヶ所堀穿、朱等盜取候由、右陵之儀、篤与被相糺、向後籠末不相成様、取計方勘弁致し可被相伺候、且又奈良近辺ニハ所々ニ陵有之候由、此度右陵之儀、後々迄も籠末不相成様、取計方勘弁致し申越候様、所司代江相達候間、被得其意、夫々取調候様可被致候事、

但古來神武帝陵内坎与相聞候場所、只今者田方ニ相成、字ミサンサイ、或者神武田杯与唱候所有之哉之由相聞候間、内々被相糺、相違も無之候ハ、旧跡相残候場所而已ニ而も、猥ニ雜人等不立入様、取計候方ニも可有之哉、是亦取調可被申候事、

現状、取締りの沿革、及び享保以降の山陵調査の実体等について、調査を行ない、報告すべきを求めたもので、老中首座阿部正弘以下の老中が連署している。また奈良奉行宛の訓令は、赴任を目前に控えて在府中の佐々木顯発に対し、山陵侵犯事件について善後策を講じ、神武天皇陵に比定される字「ミサンザイ」（神武田）の調査を行ない、旧跡保存の対策を考慮すべきことを指令したもので、差出人を欠くが、内容から判断して阿部正弘と察せられる。この二つの訓令で重要なことは、いずれもが元禄・享保度の方針にそつて山陵取締りに着手しようとする幕府の計画があり、これに基づいて発令されていることである。

振返ってみると、文化年間に京都町奉行所を中心に若干の山陵処置を施行してより四十数年、また天保五年水戸藩が神武天皇陵の修補を建議してより二十数年、山陵問題を放置して顧みなかつた幕府が、ここにいたつて方針を変更し、俄かに山陵処理に着手する意向を示したのには、それなりの事情が考えられてしかるべきである。この点に関しては、既に和田軍一氏の研究がある。⁽²⁸⁾ 和田氏は、①対外関係の緊迫化と尊王攘夷論の横溢せんとする情勢下において、幕府は山陵問題に着手することによって尊王論の奔流を緩和する必要があつたこと。②考証学の進歩と、巷間に輩出する山陵考証家達の要望を黙止しがたかったこと等を挙げておられる。当時の社会情勢の分析から考えて十分首肯できる見解であるが、そこにいま一つ、聖謨の存在が考慮されてしかるべきであると考える。その根拠は次の二点である。

一つは、前掲の老中訓令による判断である。二つの訓令で触れている山陵侵犯事件は、聖謨が奈良奉行在職中に担当した事件そのものであり、また奈良奉行への指令で述べている「字「ミサンザイ」は、聖謨が『神武御陵考』で改めて問題にし、陵所に比定した場所に外ならない。更に所司代に訓令されている山陵に関する調査要項は、聖謨が侵犯事件を担当した際、京都・堺両町奉行に問合せた内容と相通じるものである。このように、老中訓令中の内容が、奈良奉行時代の聖謨の実績と密接不可分の関係にあるのである。

いま一つは、聖謨が遺書のなかで次のように述べている。「神武帝陵のこと、宣長か誤を正して、大和の諸陵、別而後醍醐帝陵へ守戸を置れたき旨を、ならゞ帰候而、御老中方江申上、既に御調にも成」と。當時の慣例として、遠国奉行が任地より帰還すると、在勤中の政務等について復命の際、山陵対策の必要性についても上申したのであろう。そして幕閣に対して復命するのを常例とした。聖謨の場合も、その例にならつて復命の際、山陵対策の必要性についても上申したのであろう。そして「御調にも成」った結果が、すなわち先の老中訓令となつて実現したと思うのである。いざれにしても、奈良に在勤すること六年に及び、その間、山陵荒廃の実状を具に見聞し、また『神武御陵考』を執筆し、山陵侵犯事件を手掛けたという実績は十分説得力があつたろうし、また幕府首脳部も侵犯事件には打撃を受けて、事態の猶予ならざるを認識するにいたり、山陵処理のその重い腰を上げさせる結果となつたのではなかろうか。

三、勘定奉行時代と山陵問題

1

浅野長祚の山陵調査

聖謨の大坂時代は約一年で終了する。そして嘉永五年九月十日、勘定奉行に差転した。勘定奉行は周知のごとく、寺社奉行・江戸町奉行と共に三奉行の一つに数えられる幕府の要職である。当然、それだけ幕政に参画する機会が多くなるわけである。聖謨が勘定奉行就任後の活躍としては、対外交渉及び海防面にめざましいものがあり、特に日露和親条約締結前後の露国使節チャーチンとの交渉などは一種の華々しささえあつて、人口に膾炙しているところである。しかし、聖謨の足跡を子細に検討すると、山陵問題にも依然として関与している様子が認められるのであるが、従来この点に触れた論著を目にしない。そこで、以下においては、勘定奉行時代の聖謨と山陵との係わりについて、今までに判明したところを述べてみたい。

叙述の都合上、先ず京都町奉行浅野長祚が中心になって行なった山陵探索から説明してゆきたい。浅野長祚の山陵探索は、前述の老中指令に基づく調査とも理解できるもので、嘉永五年の春から七年（安政元年）の初冬にかけて実施された。調査には奉行所配下の与力砂川政教・同心今井通倭等を始め、民間の研究者達にも協力を求め、長祚がこれを統轄する形で行なっている。その結果、山陵十五カ所、御分骨所一カ所、御

火葬所一カ所が新たに考定、あるいは改訂の要があるという結論に達し、その成果は『歴代廟陵考補遺』⁽³⁰⁾と題し、安政二年五月に上廻されたのである。この調査は、従来のそれに比較して、いくつかの点において画期的な意義を持っていた。和田軍一氏は次のように述べている。⁽³¹⁾

従来享保以来の山陵の調査が常に元禄享保度決定の諸陵の範囲内に於て先蹤踏襲に始終してゐたのに對して、新しく領域を拓き、元禄享保等の調査に欠くるところを補はうとした点を特色とする。換言すれば享保以来幕府の処置は元禄享保に探索決定せられ、周垣を設け、制札を立てた諸山陵の巡検と周垣制札等の朽損修理を主とし、旧態維持としての調査と修理が行はれてゐたのに對して、是は山陵の探索考定を主眼とする調査である点を顯著なる特徴とする。

この外にも、和田氏は、従来の調査が与力以下の者に一任されていたのに対し、町奉行自身が親しく踏査したこと、外部民間にある研究者の助力を仰いだことなどを特色として挙げ、長祚の山陵探索を高く評価しておられる。

ここで少し前後するが、聖謨と若干関連があるので、『歴代廟陵考補遺』を纏めた浅野長祚の略歴と、京都町奉行に就任した経緯について一言しておきたい。長祚は幼名金之助、任官して中務少輔・備前守・和泉守を称し、晩年は梅堂の号を多く用いた。元来、播磨國赤穂の浅野氏の支族で、三千五百石を食む旗本の家柄である。文化十三年六月九日、浅野長泰の子として江戸で生まれ、天保十三年、十七歳の時に父の死によ

り家督を継いだ。幕府には天保十年正月に御使番として出仕したのが最初で、爾後、目付・甲府勤番支配・先手鉄砲頭・浦賀奉行等を歴任し、嘉永五年閏二月十日京都町奉行に就任した。時に長祚は三十七歳で、聖謨より十五歳の年下である。

長祚は生来病弱であつたためか、武術よりも学問を好み、六歳の時に友野霞舟の門に入り、また杉浦西涯に書を、栗本翠庵に画を学んだ。殊に画を好み、のち椿椿山に師事して上達し、「幕臣にして画を作つた者は少くなかつた○中氣品高潔、逸致迥然たる点に於てはひとり梅堂を推したい」との評言が下されているほどである。そして又、自分で画筆を執るだけでなく、中国の書画に対する造詣も深く、近世において長祚の右に出るものなしとも言われている。⁽³³⁾ その外、収書に関しても熱心で、自家に五万巻の書籍を蓄えて、「五万巻樓主人」と称したことは夙に著名である。因みに、長祚の室は出羽国亀田藩主岩城隆喜の女貞で、蘿宮僊史と称し、書に巧みであった。要するに、学者とはいひ難いが、篤学の好事家であり、幕府切つての教養人であつたといつて差支えなかろう。

さて、右のような経歴を有する長祚が京都町奉行に任命された事情であるが、長祚の自記するところはこうである。⁽³⁴⁾ 長祚は老中首座阿部正弘から京都町奉行に転任の内示を受けた際、老母が遠路赴任の羈旅に耐えられないことを理由に辞退した。しかし正弘の許可は得られず、将軍家慶よりも特に「此度被仰付御内意ヲ示サ」れて赴任の途に就いたということで、なにか特別の事情があつたらしい。

その事情として考えられる一つは、京都の諸事情が長祚の就任を必要としたことであろう。長祚の記すところによれば、「時に京都衰微シテ、上京ノモノヲ売リテ食ヲ途ニ乞フ、人民離散シテ空屋多ク」という有様を呈していた。長祚は着任後、経済政策の面では京都の伝統産業である西陣織物の復興に努力し、文教政策の面では公立学校の設置等に奔走する一方、環境整備の面においても力を尽くし、加茂川の改修に着手し、四条大橋の架け替えを行ない、また嵐山や高雄山の風致問題に意を用いている。⁽³⁵⁾ そして「三年ニシテ輦轂ノ下阜康ニシテ、商賈蕃殖シ、旧觀ニ復」したということである。この外の面では、朝幕関係の改善に着手して斡旋を試みており、その結果、孝明天皇にも長祚を「実義アルモノト思召」されたもののごとく、「侍読タリシ伏原宣明卿ヲシテ、詩文・書画ヲ求」められ、また武家伝奏三条実方は京都所司代脇坂安宅に向つて、「近來ノ奉行職ナリ」と褒称したということである。⁽³⁶⁾ 以上は長祚の自叙伝であるから、幾分割引いて考えねばならないとしても、長祚は京都の土地柄にふさわしい政策を実行し、これに成功しているようである。その点、幕府首脳陣も、當時京都が抱えていた問題点をよく認識しており、その認識の上に立つて、単なる能吏に止まらない、京都の特殊性に似付かわしい教養人ということで、長祚に期待するところがあつて挙用したのではないかと思う。

考えられるいま一つは、長祚の人事に対する聖謨の斡旋である。この場合、聖謨と長祚が昵懇の間柄であったことが根拠となる。二人が相知

つた動機は未詳であるが、共に友野霞舟に学んでいることから、あるいは同門の誼とすることであるかも知れない。いずれにしても聖謨は、長祚のことを「近頃の君子」⁽³⁷⁾と評して、「兄弟の如」⁽³⁸⁾くに交際していた。

長祚も亦、師友三十八名を書留めた『梅堂親朋字号』に聖謨の名を載せており⁽³⁹⁾いる。のち、文久元年のことであるが、聖謨の嫡孫太郎と長祚の五女花子との間に縁談が持ち上った。その時、聖謨は「備前守三千五百石にて、其本腹の娘不釣合」⁽⁴⁰⁾との理由で異議を唱えたが、浅野家の方が「いか様にも祇役ハいたし可申」と積極的であったため、目出度く婚約が成っている。聖謨と長祚との間柄を彷彿させる話として紹介したが、ここで銘記すべきは、聖謨と長祚の交誼が深く、従つて聖謨は長祚の為人を熟知していたことである。そのうえ、聖謨は奈良に六カ年間も在勤し、その間京都にも幾度か足を運んでいる。つまり聖謨は京都の実情に通じていたわけであり、先の佐々木顯発の例もあるし、長祚を推挙した可能性は十分考えられると思う。

なお、長祚の人事を大局から眺めると、長祚が京都に赴任したことにより、京都は浅野長祚、奈良は佐々木顯発、そして大坂は川路聖謨という奉行配置が成立したことになる。これは外交問題の激化と尊王攘夷論の横溢しつつある内外の諸情勢を背景に、当時幕政を掌握する阿部政権が、次第に困難さを増しつつある朝幕関係を考慮して採用した効果的な人事の一つの帰結、換言すれば、聖謨を中心に意志の疎通がスムーズな人材を畿内の枢要の地に配することによって、畿内対策の安定と強化を

はからうとする政治的配慮に基づくものと理解できるのである。そこに又、聖謨が人事を斡旋し、その意見が受け容れられる余地が存したと思ふのである。

さて、ここで再び浅野長祚の『歴代廟陵考補遺』に論旨を戻すと、『歴代廟陵考補遺』（以下、『補遺』と略称）は、安政二年五月に脱稿すると、数部転写のうえ、関係諸方面に送致されている。その内訳を参考までに記すと、公的機関の分としては、幕府に一部、所司代に二部が送られ、京都町奉行の東西役所に各一部宛残されている。興味深いのは個人名の送り先で、これは阿部正弘・徳川斉昭、及び川路聖謨の三人となつてゐる。繰返すが、正弘は老中首座、斉昭は幕政参与の水戸藩主である。この錚々たる名士に交つて、聖謨の許にも送られているのは、山陵をめぐる聖謨と長祚との係り合いの深さを知る上において示唆に富む。ところで、右の送付先のうち、所司代の分は六月二日、長祚自身が持参し、五日になつて「誠ニ精細之取調ニ而略○中嘸上ニ而も御悦可有之、御手前成者社、斯迄之調へ出来いたし候義与御褒詞」⁽⁴³⁾を得てゐる。

次いで六月二十五日、所司代は參内の序でに『補遺』一部を携行し、武家伝奏衆の一覽に供した。関白鷹司政通も披見し、これも「至極精細、行届勘考、神妙之至ニ有之候」⁽⁴⁴⁾との言葉を伝えられている。

かくして、武家伝奏三条実万の意向では、「公武御取極被仰出候ハ、無異儀」⁽⁴⁵⁾とのことであつたが、すぐには認定されるにいたらなかつた。その理由は、①未調査箇所、とりわけ「御所表・宮門跡、其外境内ニ有

之候向⁽⁴⁶⁾」の調査が残っていたこと、②しかるべき筋の校合を要したことの二点が挙げられる。このため今後の山陵問題は、必然的に『補遺』の内容についての事実確認、つまり考訂問題に移つて行くことになった。

2 『歴代廟陵考補遺』の考訂問題

『補遺』の内容確認については、『補遺』を所司代に進達した際、長祚自身「可相成候ハ、此上一応、其筋預校合度奉存候間、御賢慮之上、可然御取扱被成下、帝陵決定ニ茂相成候ハ、大幸之仕合⁽⁴⁷⁾」との一文を添付しており、起ころべくして起こつた問題であった。そして、長祚のいう「校合」の役目を仰付かつたのが、外ならぬ前田夏蔭であつた。

前田夏蔭は清水浜臣門下の国学者で、特に考証学に長じ、江戸に塾を開いて門弟多数の教授に当たる一方、諸藩に出入りして国学を指南したが、就中水戸藩とは縁が深く、江戸駒込藩邸内にあった編輯所の学事監督のような職についていた。一般に、夏蔭は安政元年に幕府に召されて勘定格となり、禄百俵を賜与されたということになつてゐるが、『統徳川実紀』等によれば、夏蔭が勘定格・禄百俵の身分となつたのは、安政五年九月二十九日のことで、しかもその時の肩書には「浪人⁽⁴⁹⁾」とある。だとすると、『補遺』の「校合」を命ぜられた時点は、身分上は浪人であったわけで、なぜ浪人の夏蔭などに「校合」の用命が下つたのかとの疑問が起ころう。その理由は三つ考えらるると思う。

① 夏蔭が国学者・考証学者として著名であったこと。嘉永四年十二月

朔日、塙次郎と共に、浪人の夏蔭が「国学宜候趣、相聞候ニ付」との事由により、特別に將軍家慶に面謁する機会を与えられていることが、その証左となろう。

② 前述のごとく、水戸藩と関係の深い学者であったこと。殊に藩主斎昭は、「夏蔭国学修行、異他学者⁽⁵⁰⁾」と述べて、夏蔭の学問を高く評価していたことを付言しておく。

③ 聖謨の師であつたこと。これは既記した通りである。

かくして、夏蔭が『補遺』について、「其定め申せる事の当れりや、猶糺し申せ⁽⁵²⁾」との命を受けたのは、安政三年正月七日である。夏蔭は当時、幕府が編修を開始した『蝦夷志料』にも関与していく多忙を極めていたらしい。しかし、「唯はつかなる暇のひまをも徒に過しやらす⁽⁵³⁾」に努力した結果、安政四年九月頃にいたつて考訂作業は終了したようである。そして、その成果は『歴代廟陵考補遺後案』と題されて、幕府に呈出されたのである。

ところで、前田夏蔭が『歴代廟陵考補遺後案』(以下、『後案』と略称)を脱稿した当時、幕府は外交問題に忙殺され、重大な時局に直面していた。すなわち、安政四年八月幕府が米國總領事ハリスの江戸參府を許すや、十月ハリスは江戸城に登営し、通商条約の締結を勧説した。幕府は十二月二日ハリスの要求を容れて通商許可の方針を決めたが、嘉永六年のペリー来航以来、外交処置に関しては朝廷に奏聞するという事例を開いていた幕府は、通商条約締結に際しても輿論の帰趨に鑑み、勅許を開

請し、しかるのちに条約を締結することに決したのである。このため、安政五年正月八日、老中首座堀田正睦に上京を命じ、この大任を遂行させることにし、勘定奉行川路聖謨・目付岩瀬忠震が随行を命ぜられた。聖謨が随行したのは、嘉永六年以来、外国掛・海防掛を兼ね、また日露和親条約を締結するなど、外交問題に精通していたこと、それに朝廷内に隠然たる力を有していた青蓮院宮尊融法親王を奈良奉行時代に知り、以来眷顧を受けていたこと、安政二年六月皇居造営掛として上京し、堂上廷臣とも熟知であったことなどが理由として考えられよう。

正睦の一行は、安政五年正月二十一日江戸を発し、二月五日京都に到着した。聖謨は一日早く、四日着京すると、正睦の宿舎本能寺に隣接する妙顯寺に入った。正睦は二月九日参内して将軍の献上品を奉獻すると、十一日、宿舎に武家伝奏広橋光成・東坊城聰長を招き、聖謨・忠震と共に、条約草案を示して勅許奏請の意を伝達した。これより聖謨は正睦を助けて目的達成のために奔走するが、今般の上京に際しては、聖謨は、実は山陵問題に関する特別な任務をも帶びていたのである。その点は、次の二つの史料によつて明らかとなる。⁽⁵⁴⁾

此書面、得と御一覽之上、御返却可被成候、御一覽之上は、先達而之陵之書物ニ付、品ニ寄被仰上方も有之候哉、如何、在京中及御談判候様、早川庄次郎申聞候、以上、

午二月六日

和泉守様

左衛門尉

以上、

二月十五日持参

和泉守

前者は聖謨が京都町奉行浅野和泉守長祚に宛てた書面、後者は宛先を欠くが、内容から判断して長祚が聖謨に送った返書であることは明らかである。

聖謨の文面は、「此書面」を得と一覧のうえで「陵之書物」に関して上申したいことがあれば、上京中に談判するよう、早川庄次郎から申し伝えられている旨を長祚に告げたものである。このうち「此書面」の検討は暫く置くとして、先ず「陵之書物」とは、長祚の返書に見える「補遺後案」、すなわち前田夏蔭の『歴代廟陵考補遺後案』を指すことは一目瞭然であろう。この『後案』を「先達而」とあるから、聖謨は着京した二月四日に長祚に手交したと見える。また「早川庄次郎」なる人物であるが、実名を久丈といい、幕府の奥右筆である。奥右筆は、いわば老中の秘書役に等しい。従つて「早川庄次郎申聞」とは、庄次郎を通じて

老中の指令を受けていたことになろう。

以上を整理して、いま一度聖謨の書面を読み返してみると、次の通りになろう。聖謨は二月四日京都に到着した日、内容を検討させる目的で『後案』を長祚に手渡した。そして二日後の二月六日に「此書面」を長祚に送り、貴方がこれを熟覧すれば、貴方にも『後案』の考訂内容について言い分も出来しましよう。その点は私の上京中に十分話し合うよう、奥右筆早川久丈より老中の指令を伝えられている、と。

そこで次の問題は自ずから、長祚が披見することによって異論の出ることが予想される「此書面」の内容に移るが、これを考えるには長祚の返書が唯一の手掛りとなる。申すまでもなく、長祚の返書は、「此書面」を読んだ結果の自己の言い分を述べたものだからである。長祚の文面を見てみると、『後案』の論旨にも納得させられる点もあるが、夏蔭が実地調査を行なつて弱点がある。お互が書面のうえで論議していく中で将が明かなかから、『後案』の説に基づいて、私共に再調査をやらせて欲しい。その時には、出来れば夏蔭にも上京して貰い、一緒に実地調査をしたいと思うので、この旨よろしく幕閣に上申していただきたい、と聖謨の斡旋を依頼している内容になつていて。ここで長祚が主張するのは、夏蔭考訂の欠陥と、自分達による再調査の要請である。長祚は「此書面」を読んで、なぜ『後案』の不備を弁駁し、再調査を要求しなければならなかつたか、その答え—すなわち「此書面」の内容—は一つしか考えられないと思う。すなわち、「此書面」には、『後案』を全

面的に採用して陵所を決定する趣旨の老中の意向が記されていたと思うのである。それだからこそ、長祚にしてみれば、『補遺』の編修責任者としての立場もあり、また面目もあって、『後案』に納得できない過誤が認められる限り、いくら幕府の最高方針とはいえ、安易に同調する気持にはなれなかつた。そのために、同調する最低条件として、「夏蔭取調之趣」に基づく再調査の要望を打ち出したのではなかろうか。

以上縷述したところによつて、安政五年二月条約勅許奏請のために上洛した際には、聖謨は、夏蔭の『後案』によって山陵の考定問題に決着を付けたいという幕府の方針にそつて、長祚との間を調整すべき任務を帯びていたことが判明するのである。

なお、ここで一言しておきたいことがある。幕府が、この時点にいたつて、山陵問題に決着を付けようとした真意である。それについては、①嘉永四年九月に幕府が山陵に関する指令を発してから八年も経過していること。②外交問題の難題を抱えている幕府の内情からいって、これ以上山陵問題に係わる余裕がなかつたこと、③条約勅許問題を有利に展開する交換条件として、山陵を利用する意図があつたことなどが考えられよう。更に述べれば、從来聖謨が山陵問題に携わつて来た実績、及び聖謨と長祚・夏蔭という、この三人の人的関係を考慮して、幕府が聖謨の上洛を効果的に活用したということもあつたかも知れない。

こののち、聖謨の調停は、長祚の同意が得られなかつたため、専ら夏蔭の上京問題と長祚の再調査問題に絞つて進められて行つたであろうこ

とは十分推測できる。しかし、夏蔭の上京については、経費の点と夏蔭の多忙とを理由に、実現不可能と返答したらしい。長祚は三月十三日、⁽⁵⁵⁾長文の書簡を聖謨に送り、夏蔭の上京が困難であるのは止むを得ないが、「廟陵之儀、此度整完不致而は時機を失ひ可申」との見地から、先の返書と同じく、『後案』の不備を「実地搜索」の立場から繰返し反論する。そして、更に「実地点検の上、古書・正史等ニ確据し、近代諸家之私考書類・古絵図類・諸説等ニ至迄、及見分候丈は検査渉獵、互勘参考仕候」とか、あるいは「毎々其地推歩いたし、御場所搜索の上勘考之趣、猶當時ニ而、其筋從来心掛候者にも再三衆議を為究候事、実ニ一朝一夕之事ニ無之」と述べ、自己の調査の周到さについて強調したのち、次のごとく結んでいる。

今一々夏蔭の後案を弁駁いたし候ハヽ、徒ニ舌頭唇上を費し候のみにて、渠もかく迄焦慮苦心いたし候事を、逆も実地を経聞いたし不申候而者伏従も仕間敷、夫故に最初之如クニ御答申候事ニハ候へ共、其事整不申候ハヽ、此撰元々中務大輔殿、当地所司代中、御所向御校更合をも相願候處、御熟覽御取調之上、思召も無之由、為心得御同人より御達も有之候儀ニも候得者、最早先般取調之趣を以、御取極御治定之段、其筋へ御達相成候様、御取計被下度○中奉存候、⁽⁵⁶⁾要するに、長祚は『補遺』によつて陵所を決定して欲しいと、聖謨に對して幕閣への取成しを歎願しているわけである。長祚の論拠は、『補遺』の調査が考え得る最良の方法に基づいて行なわれていること、『補

遺』の内容が「御所向」の了解済みであることの二点にあり、正論といふべきで、この辺に聖謨の調停の難しさがあつたと思うが、爾後、聖謨と長祚の間にどのような論争が展開し、また山陵問題がどう進展を見たか、その点は分明でない。恐らく、聖謨は条約勅許問題が初期の予想に反して困難を極めたため、長祚と十分に議論を尽くす暇がなかつたろうし、一方長祚も自己の面目にかけて再調査の必要を、あるいは『補遺』の採用を要請したに違いないから、聖謨の説得工作は、さしたる進展を見なかつたのではないか。

かくして聖謨は、条約勅許の奏請という当面の重要な課題も徒労に終つたため、四月五日京都を発して帰府の途に就いてしまうのである。

四、聖謨の失脚と修陵事業の停滞——むすびにかえて——

聖謨が江戸に帰着したのは四月二十日である。しかるに、正睦・聖謨等が江戸を留守にしていた三カ月程の間に、幕府内部の情勢は大きく変化していた。早くより幕府内にくすぶつていた將軍繼嗣の問題は、正睦等が上京した時点では一橋慶喜の擁立を謀る、いわゆる一橋党に有利に展開しつつあるかに見えたが、土壇場で紀州の徳川慶福を推す、いわゆる南紀党的卷返し工作が功を奏し、南紀党的巨魁井伊直弼が大老に就任したのである。この直弼の大老就任は、正睦の帰府後二日目のことであつた。

直弼が大老に就任するや、反対派である一橋党に対し圧迫を加えたのはいうまでもない。五月朔日將軍世子が紀州の慶福に内定すると、六日、一橋党有司の黜免が始まり、勘定奉行川路聖謨は一橋党の最右翼と目されて、⁽⁵⁶⁾いたため逃れようがなく、西丸留守居の閑職に左遷された。ついで六月五日、京都町奉行浅野長祚も小普請奉行に転出を命ぜられた。更に翌安政六年に入ると、八月二十七日、聖謨は隠居・差控に処せられ、長祚も小普請奉行を罷免されたのである。また、周知のことく、水戸藩主徳川斉昭にも追求の手がのび、七月五日（安政五年）处罚されて駒込屋敷に謹慎を命ぜられると、翌六年八月には永蟄居の幕命を受けて水戸に隠棲し、爾来死ぬまで幕府に出仕することはなかった。ここにいたって、山陵問題に関心を持ち、その解決のために尽力して来た有力者・理解者を同時に失つたことになり、嘉永四年以来大いに盛上りを見せた山陵考定の問題は停滞せざるを得なかつたのである。そして新たに登場した井伊政権は、山陵問題に取組む熱意をもたなかつたようである。事実、井伊政権が倒れるまでの間、幕府が示した山陵対策は皆無に等しく、わずかに京都・奈良の両奉行所において、奉行配下の与力等が山陵の調査を続行している形跡が窺えるが、これとても新政権の新政策に従つたものではなく、前代よりの継続作業の一環と見るべきものである。山陵問題解決の新しい波は、井伊政権が倒壊したのち、文久二年にいたり、宇都宮藩によつて山陵修補の建言が提出されるのを待つ外はなかつたのである。

以上、小稿において縷述して來たことは、これを要するに、嘉永・安政期の山陵問題を考えるうえにおいては、その発端から終焉にいたるまで、川路聖謨の果した役割には無視できないものがあり、また、この川路聖謨を中心として、聖謨と親しい関係にある浅野長祚・前田夏蔭等が主体となつて行なわれている点に特徴があるといえよう。しかし、結果的には、山城国内の未考定陵の決定という方向で大いに進展を見せたものの、あと一步という段階で、政権の交代に逢着し、停止せざるを余儀なくされたのであつた。所詮は、山陵に尽力した関係者が、聖謨とその縁故者であつたため、政治的な変化には脆かつたのである。この点に、嘉永・安政期の山陵問題の一つの弱点があつたと思うのである。

しかし、聖謨や長祚等が残した業績は、そのまま消え去ることなく次代にも影響を与え、「神武御陵考」にしろ、「歴代廟陵考補遺」にしろ、いわゆる文久の修陵に際しては、参考資料として、関係者の間で大いに利用されているようである。のみならず、文久の修陵の立役者である間瀬（戸田）忠至は、山陵修補の建言を幕府に提出するに先立つて、一日、聖謨の許を訪れている。聖謨のその日の日記には、「間瀬和三郎来る」⁽⁵⁷⁾としか記されていないが、時期的に見て、聖謨より山陵に関して参考意見を聽取するのが目的であったことは容易に推察できよう。また、水戸藩士で、維新後は明治政府に出て諸陵寮等に勤め、明治初期の陵墓問題に少なからぬ足跡を残した西宮宣明は、諸陵権助当時の日記の中で、元禄以降における山陵尽力者を数人列記し、松下見林・細井広沢等

と共に、川路聖謨の名前を挙げている。⁽⁵⁸⁾ 宣明は嘉永・安政期を生き、その間、藩主徳川斉昭の下で山陵調査に従事した人物である。このように、忠至が聖謨を訪問し、宣明が聖謨の名を掲記したのも、共に聖謨が往時に果した山陵関係の業績を知悉し、これを評価していたからに外ならない。小稿がその辺の問題をどの程度明らかにできたか、内心忸怩たるものがあるが、殊に聖謨と水戸藩の関係などは、今後の研究課題として考えて行きたいと思っている。

注

1 幕府が山陵対策に本格的に取組んだ最初は、元禄年間の將軍綱吉の時代である。細井広沢の兄芝山が大和国郡山藩主本多氏に仕え、山陵が荒廃し、所在不明のものがあることを嘆き、広沢が時の権力者である柳沢吉保に仕えていたのを幸いに、元禄十年春、山陵の調査と取締りの急務を説いたのが発端となり、吉保が広沢の進言を容れたため、幕府の政策として採用された。かくして幕府は京都所司代松平信庸に命じて朝廷の内意を伺い、元禄十年八月許可が下る。と、早速、山陵の探索を始め、周垣工事を行なつたのである。その結果、翌十一年五月頃までに、所在が考定され、竹垣が施された山陵は八十五陵に達し、また所在の考定できない山陵は二十二陵を残した。この元禄の山陵処置は、考定の当否、工事仕様の厚薄はともかくとして、「幕府が主となつて所在を考定し、周垣を設けて陵所の清浄を期し、禁制を設けて之を取締つた事」(和田軍一氏『皇陵』・岩波講座日本歴史所収)において画期的なことで、後世の山陵対策にも大きな影響を与えた。元禄について、享保年間に入ると、三年頃から部分的に陵所の見分と周垣工事が行なわれている様子が知れるが、享保十七年の工事は注目に値する。すなわち、同年二月より京都町奉行所が中心となり、諸陵の周垣を復興すると共に、竹垣が朽損した時は村方で修理すべきを義務付け、また村役人立合いの上で人馬等の立入りを禁じた高札を設置している。こ

のの七十年余、幕府は広く山陵を一括処理することはなかつたが、享和三年にいたり、久々に対策に乗り出した。これは京都町奉行が中心になつて山陵所在の村々について、陵ごとに從来の調査と修理、及び現状等に関して実地調査を行ない、文化四年をもつて一応終了した。その結果、周垣や高札の朽損した事実に照らし、地元村々に対して、元禄・享保の山陵取締方針を遵奉すべきことが令達せられたのである。しかし、これ以後、幕府は山陵を顧みることなく放置して來た。

2

戰前のものでは、上野竹次郎編『山陵』(大正十四年刊)、金杉英五郎著『山陵の復古と精忠』(大正十五年刊)、兩宮義人・寺田剛共著『山陵の復古と蒲生秀美』(昭和十九年刊)等があり、戰後は、斎藤忠著『日本考古学史』(昭和四九年刊)が挙げられよう。しかし、いずれもが川路聖謨については二、三行を費やして紹介するに止まり、殊に『山陵の復古と蒲生秀美』は「嘉永安政度の山陵調査」の一節を設けているにもかかわらず、聖謨には一言も触れていない。

3

川路聖謨の伝記については、川路寛堂著『川路聖謨之生涯』(明治三十六年刊)、田村栄太郎著『川路聖謨』(昭和十七年刊)、及び藤井貞文・川田貞夫共著『長崎日記・下田日記』(東洋文庫一二四、昭和四十三年刊)等を参照のこと。

4

高瀬代次郎著『佐藤一齋と其門人』(大正十一年刊)。

5

斎藤忠「蒲生君平と『山陵誌』」(日本歴史学会編『歴史と人物』所収、昭和三十九年刊)。

6

『川路聖謨遺書』。なお、同書の刊本としては、日本史籍協会叢書『川路聖謨文書』第八があるが、小稿での引用に当たつては、書陵部所蔵の聖謨自筆本によつた。以下、聖謨関係の日記類は、すべて同様に取扱つた。

7

以上の四書は、国立国会図書館と書陵部に現蔵されている。

8 徳川光圀は元禄七年、史臣森尚兼に命じて「代人欽乞興造宗廟表」の一文を作成せしめ、山陵修補の必要を幕府に建白しようとした。しかし、故あつて提出されざりに終つたらしい。

9 徳川斉昭は、天保五年に統いて、天保十一年に光格天皇崩御の際、御謚号問題と共に、山陵復興問題についても尽力するところがあつたが、幕府の承認は

- 得られなかつた。ついで翌十二年十一月、泉涌寺が焼失した際にも、山陵と寺院を分離し、「其の仏刹を廢して其地を清めん」としたのであるが、志を達するにはいたらなかつた。この外にも、齊昭は山陵の考定にも熱心で、侍臣を京都に差遣して実地踏査に当たらせたり、また江戸駒込藩邸内の編輯所において、西野宣明・疋田棟隆等に命じ、独自に陵所の調査に従事させている。

『京都日記』(川路聖謨文書)第六 安政二年十月十四日条。

『東湖隨筆』(菊地謙二郎編『東湖全集』所収、明治四十二年刊)。

『史料旧本』(川路聖謨文書)第八 所収、藤田東湖宛徳川齊昭書簡。

『京都日記』安政二年十一月五日条。

川路左衛門尉覺書。

川路聖謨遺書。

『島根のすさみ』(川路聖謨文書)第一 天保十二年三月十九日条。

『寧府紀事』嘉永二年正月三十日・四月十六日条。

水戸藩士西野宣明の日記『松嶺日記』嘉永三年五月二十一日条に、「山陵考一冊、川路左衛門尉より夏蔭迄指出之處、予呈覽、千載之後至今日て、神武陵明白ニ露顕、至極滿悅也」とあり、聖謨の師である前田夏蔭を通じて、西野宣明(明治維新後に西宮と改姓)に進呈せられ、宣明より齊昭の披見に供されていることが知られる。なお、同日記は、原本が国立国会図書館、及び東京大学史料編纂所に分蔵されている。

神武天皇陵の所在については、早くは松下見林が字ミサンザイに注目したが、幕府は元禄年間の修陵で宇塚山(冢根山とも)を比定した。ついで、寛政頃に竹口英齋が、その著『陵墓志』のなかで字丸山説を推したため、大体この三説が行なわれて來た。それが文久の修陵に当たり、改めて調査の結果、字ミサンザイに更定せられ、今日にいたつている。

奈良県庁所蔵『山陵取調之件』(書陵部陵墓課写本による)。

右同書。

22 『寧府紀事』弘化四年九月九日条。

23 右同書。

24 羽倉信一郎編『簡堂遺文』(昭和八年刊)所収。

25 『浪花日記』(川路聖謨文書)第六 嘉永四年七月二十八日条。

26 『帝陵修議』所収。なお、同書は嘉永四・五年の山陵関係の往復書簡を筆録したもの。浅野長祚の自筆にかかる一本が国立国会図書館に所蔵されている。

27 和田軍一「皇陵」(岩波講座『日本歴史』所収、昭和九年刊)。

28 川路聖謨遺書。

29 『歷代廟陵考』とは、元禄年間に行なわれた山陵探索の際に作成された『歷代廟陵考』に対しても、これの欠を補うという意味で付せられた書名であろう。そのため、初め本書は、本論一帖の外に、『元禄享保取調書付写』(『歷代廟陵考』と享保度の調査内容等を紹介したもの)と『向々相尋候書付写』(奉行所の問合せに対し、山陵を抱える諸寺社が回答した書付を集録したもの)の各一冊を合せて、一部が一帖二冊で構成されていたらしい。

30 和田軍一前掲書。

31 平凡社『大人名辞典』一、浅野梅堂の項(昭和十二年刊)。

32 脇本九十郎「漱芳閣書畫記とその著者浅野梅堂に就いて」(『美術研究』第三十五号、昭和九年十一月)。

33 以下、『梅堂浅野長祚君行状』による。なお、同書は長祚の自叙伝で、長祚の五女花子の筆写にかかる一本が、書陵部に所蔵(函号・四一五/五二)されている。ただし上巻のみで、下巻の存否は不明である。

34 嵐山以下は『考拠雜錄』山陵之四所収、浅野長祚宛平塚利助歎願覺書。なお『考拠雜錄』は、平塚利助が山陵に関する諸資料を集めまとめたもので、五冊より成る。小稿では書陵部所蔵の写本(函号・陵/一〇九五)を用いた。

35 以下、『梅堂浅野長祚君行状』。

36 『寧府紀事』嘉永二年二月三日条。

37 『寧府紀事』弘化四年九月九日条。

38 『寧府紀事』弘化四年九月九日条。

39 『寧府紀事』弘化四年九月九日条。

40 『川路聖謨文書』第七 文久元年十一月一日条。

古文書類の紹介と美濃郡の憲典

- 41 右同書。此件中、文久二年五月十一日条に「昭和院殿御実紀」所収、山陵之三所取、山陵調査付手扣聞書」による。
- 42 以下は送付先は『考拠雑録』山陵之三所取、「浅野侯山陵調査付手扣聞書」
- 43 右同書。『考拠雑録』山陵之四所取、脇坂安宅宛三条実方内答案。
- 44 『考拠雑録』山陵之四所取、脇坂安宅宛三条実方内答案。
- 45 右同書。
- 46 『考拠雑録』山陵之四所取、脇坂安宅達。
- 47 『考拠雑録』山陵之三所取、浅野長祚心覚。
- 48 萩永光子「前田夏蔵と蝦夷研究」(『学苑』第九卷第二号、昭和十七年二月)、
- 49 大川茂雄・南茂樹共著『国学者伝記集成』(明治三十七年刊)。
- 50 『続徳川実紀』第三篇「昭徳院殿御実紀」安政五年九月二十九日条。
- 51 『嘉永年録』所収、老中申渡書。
- 52 『松寓日記』嘉永二年十二月朔日条。
- 53 『歴代廟陵考補遺後案』序文。
- 54 『山陵に付きての往復書翰留』(函号・谷/九一)所収。本廬頭も丁度説明の範囲であるが、同書は左遷されたのは、京都に使して事を誤ったとの理由によるが、内実は、帰府後、老中堀田正睦に封事を呈出して継嗣問題を進言したため、井伊直弼の忌諱に触れたのである(文部省維新史料編纂事務局編『維新史』第二巻、昭和十五年刊)。
- 55 聖謨が左遷されたのは、京都に使して事を誤ったとの理由によるが、内実は、帰府後、老中堀田正睦に封事を呈出して継嗣問題を進言したため、井伊直弼の忌諱に触れたのである(文部省維新史料編纂事務局編『維新史』第二巻、昭和十五年刊)。
- 56 『川路聖謨座右日記』文久二年五月十一日条。
- 57 『松寓日記』明治二年二月十三日条。